

藤農発第218-12号
令和6年10月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤岡市長 新井 雅博

市町村名 (市町村コード)	藤岡市 (209)	
地域名 (地域内農業集落名)	笹川沿岸土地改良地域 (本郷の一部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月21日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

米麦、露地野菜、施設園芸等の多様な担い手への集約が進んでいるが、後継者がいない担い手がほとんどである。農地については、施設園芸や米麦、露地野菜、有機栽培等の多様な経営が混在しており、緩衝帯を設けるなどの対策が不可欠となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米麦や露地野菜等を主体とする担い手への集積を進めるほか、新規就農者等の多様な担い手を受け入れる体制を整える。

既存のイチゴ、トマト等の施設園芸ハウスについては、引き続き現状の担い手での耕作を行うとともに、新規参入者を紹介する等コーディネートする。

また農地については、有機農業、慣行農業に取り組む担い手が、それぞれ円滑に営農できるよう、団地化や住み分けを踏まえた集積を進める必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者、認定新規就農者、集落営農等の担い手を中心に集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
目標地図の実現に向け、中間管理事業を活用し段階的に担い手への集積を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業等の実施を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手確保のため、新規就農者等多様な経営体を積極的に受け入れる。 また、市、県、農協等が一体となり、新規就農者の安定的な農業経営実現のためのサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①市の有害鳥獣被害対策事業を活用し、防護柵等の設置を進めるほか、被害発生時には藤岡市及び猟友会と連携し駆除等の対応を行う。主な被害鳥獣：アライグマ、タヌキ、ハクビシン、シカ				
②米麦において有機栽培に取り組む担い手による面積の増加が期待されるとともに、露地ナスなど野菜栽培では天敵利用による減農薬、基肥削減による環境負荷低減に取り組んでいく。				